

手取川水系流域委員会規約

（名 称）

第1条 本会は、「手取川水系流域委員会」（以下「委員会」という。）と称す。

（設置・運営）

第2条 委員会は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という。）が設置・運営する。

（目 的）

第3条 委員会は、手取川に造詣の深い学識経験者の方々が、手取川水系の河川整備計画策定に向けて、意見を述べることを目的とする。

（審議内容）

第4条 河川整備計画策定に向けての意見と、住民意見聴取の方法等に関する事項とする。

（組織等）

第5条 委員会は、別添に掲げる委員で組織し、局長が委嘱する。

- 2 委員会が必要と認めるとき、委員以外の者に対し、参考人として会議への出席を求めることができる。
- 3 委員会は、必要に応じ専門部会を設置することができる。

（会 長）

第6条 委員会には会長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（会 議）

第7条 会議は会長が必要と認めるとき、これを召集する。

- 2 会長は会議の議長となり、議事を運営する。
- 3 会議は委員の半数以上の出席をもって行う。

（情報公開）

第8条 会議及び会議資料は公開を原則とし、その決定は委員会が行う。

- 2 委員会の審議内容について、原則として公表することとし、その決定は委員会が行う。

（規約の改正）

第9条 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行うものとする。

(委 任)

第10条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所に置く。

付則(施行期日)

この規約は、平成16年 6月23日から施行する。

手取川水系流域委員会委員名簿

(敬称略・専門分野別五十音順)

氏 名	専門分野	所 属
玉井 信行	河川工学	金沢大学工学部 教授
辻本 哲郎	河川工学	名古屋大学大学院 教授 手取川リバーカウンセラー
佐野 修	自然環境 (魚介類)	いしかわ動物園 飼育第二課長 河川水辺の国勢調査アドバイザー
富樫 一次	自然環境 (昆虫類)	石川県ふれあい昆虫館 館長 河川水辺の国勢調査アドバイザー
中村 浩二	自然環境 (生態学)	金沢大学自然計測応用研究センター 教授
中村 正博	自然環境 (鳥 類)	日本野鳥の会石川県支部 事務局長 河川水辺の国勢調査アドバイザー
野崎 英吉	自然環境 (哺乳類)	石川県環境安全部自然保護課 課長補佐 河川水辺の国勢調査アドバイザー
古池 博	自然環境 (植 物)	石川県地域植物研究会 会長 河川水辺の国勢調査アドバイザー
中川 耕二	地下水・地質	北陸地盤工学研究会 前会長
藤 則雄	地下水・地質	金沢学院大学美術文化学部 教授
村島 和男	農業土木	石川県農業短期大学 教授
吉田 武雄	農業水利	石川県土地改良事業団体連合会 副会長
鹿島 博史	エネルギー	北陸電力(株)石川支店 技術部長
宮崎 光二	内水面漁業	石川県内水面漁場管理委員会 委員長
池本 良子	水 質	金沢大学工学部 助教授
車 幸治	地域社会	手取川流域開発期成同盟会会長、鶴来町長
永井 隆一	地域社会	石川県砂防協会会長、白峰村長
西田 耕豊	地域社会	石川県治水協会会長、川北町長
山崎 正夫	地域社会	手取川流域開発期成同盟会副会長、尾口村長
高澤 基	報 道	北國新聞社 専務取締役
小堀 幸穂	地域経済	鶴来商工会 副会長
長谷川孝徳	歴史・文化 文芸・教育	石川県立歴史博物館 学芸専門員
平野 俊也	歴史・文化 文芸・教育	前水辺の楽校推進協議会委員長、寺井町立図書館長
三田 薫子	歴史・文化 文芸・教育	作 家
米田 満	歴史・文化 文芸・教育	白山地域自然保護懇話会 座長